

## 〔事案 2021-334〕 新契約無効請求

・令和4年11月28日 裁定終了

※本事案の申立人は、〔事案 2021-333〕の申立人の配偶者である。

### <事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和元年8月に契約した米ドル建終身保険（契約①）および終身医療保険2件（契約②③）について、以下等の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)他社契約について、募集人は「店舗を持たないような代理店から勧められて契約した保険は信用ならない」などと述べて不安を煽り、契約①②③に乗り換えさせた。
- (2)契約①②③について、募集人は、保険料支払額が増加することや為替リスク、死亡保険金の保障額、保険料払込期間の変更、入院保障額について説明をしなかった。
- (3)募集人は、重要事項について説明しておらず、また、申込書の契約者控えや契約のしおり等を交付しなかった。
- (4)他契約の契約者を自分から夫に変更するまで、被保険者は夫で、契約者と被保険者が一致しておらず、被保険者が先に死亡し保険金を受領する場合、相続ではなく所得税扱いとなり割高で課税されることになるが、募集人はこの取扱いを知らず、説明をしなかった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約①②③の申込みの際、申立人は、タブレット上の『契約概要』および『注意喚起情報』について説明を受け、その内容について了承しました」とのチェックボックスにチェックを入れて、手続を行っている。また、申立人は、意向把握・意向確認・適合性確認において、「当初のご意向と最終のご意向を比較し、一致していますか」、「主契約や特約ごとの具体的な保障内容（保険金・給付金等）は、ご意向にそった内容となっていますか」という確認事項に対して、いずれも「はい」と回答している。
- (2)保険証券に「ペーパーレス手続申込み オンライン書類確認サービス」との記載があり、契約者は、オンラインにて保険の内容等を確認することができる。電話によるヒアリングにおいても、申立人は、契約のしおり・約款の冊子は受け取っていないが、データで閲覧できることの説明を受けたとの回答をしている。
- (3)募集人は、申立人から他社契約の見直しの依頼を受け、入院日額が不足する場合があること、三大疾病による保険料払込免除特約および女性疾病に関する特約が付加されれば、より安心できる保障になること、他社契約は資産形成に重点を置いた商品だが、契約①および申立人夫の契約は死亡保障も充実しており、三大疾病に関する保障・保険料払込免除特約も付加することができるため、保障を厚くして老後まで安心することができること等を説明した。
- (4)税金の取扱いについては、注意喚起情報およびご契約のしおりに記載がある。募集時に、申立人が税務面に関して特段の関心があったことの証跡はなく、口頭で説明しないことをもって直ちに説明義務違反があったと考えることは困難である。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を把握するため、申立人および申立人夫、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。